

(別添)

○ 精神科救急医療体制整備事業の実施について（平成20年5月26日 障第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
障発第0526001号 平成20年5月26日	障発第0526001号 平成20年5月26日
一部改正 障発第0507001号 平成21年5月7日	一部改正 障発第0507001号 平成21年5月7日
一部改正 障発0330第20号 平成22年3月30日	一部改正 障発0330第20号 平成22年3月30日
一部改正 障発0425第2号 平成23年4月25日	一部改正 障発0425第2号 平成23年4月25日
一部改正 障発0329第2号 平成24年3月29日	一部改正 障発0329第2号 平成24年3月29日
一部改正 障発0331第19号 平成26年3月31日	一部改正 障発0331第19号 平成26年3月31日
一部改正 障発0424第8号 平成27年4月24日	一部改正 障発0424第8号 平成27年4月24日
一部改正 障発0920第1号 平成28年9月20日	一部改正 障発0920第1号 平成28年9月20日
一部改正 障発0418第6号 平成29年4月18日	一部改正 障発0418第6号 平成29年4月18日
一部改正 障発0329第7号 平成30年3月29日	一部改正 障発0329第7号 平成30年3月29日
一部改正 障発0318第1号 平成31年3月18日	一部改正 障発0318第1号 平成31年3月18日
一部改正 <u>障発0304第2号</u> <u>令和2年3月4日</u>	
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>精神科救急医療体制整備事業の実施について</p> <p>(略)</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>精神科救急医療体制整備事業の実施について</p> <p>(略)</p>

別紙

精神科救急医療体制整備事業実施要綱

1 目的

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」という。）は、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

精神科救急医療体制については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が一部改正され、精神保健指定医の精神科救急医療体制の確保に対する協力義務が規定されるとともに、都道府県に対しては精神科救急医療体制整備の努力義務が規定され、平成24年4月1日から施行されたところである。

そのため、都道府県等は、精神科救急情報センター、搬送体制、精神科救急医療、身体合併症救急医療等を地域で確保できるように本事業を用いて整備を行うものとする。

なお、体制整備に当たっては、精神科救急医療体制連絡調整委員会等の意見を聴くこと等により、地域の実情に十分配慮するものとする。

2 (略)

3 事業の内容

(略)

(1) 精神科救急医療体制連絡調整委員会等

精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための精神科救急医療体制連絡調整委員会等を必ず設けるとともに、連絡調整委員会については少なくとも年1回以上開催すること。

(以下略)

(2) 削除

別紙

精神科救急医療体制整備事業実施要綱

1 目的

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」という。）は、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

精神科救急医療体制については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が一部改正され、精神保健指定医の精神科救急医療体制の確保に対する協力義務が規定されるとともに、都道府県に対しては精神科救急医療体制整備の努力義務が規定され、平成24年4月1日から施行されたところである。

そのため、都道府県等は、精神医療相談、精神科救急情報センター、搬送体制、精神科救急医療、身体合併症救急医療等を地域で確保できるように本事業を用いて整備を行うものとする。

なお、体制整備に当たっては、精神科救急医療体制連絡調整委員会等の意見を聴くこと等により、地域の実情に十分配慮するものとする。

(1) (略)

3 事業の内容

(1) 精神科救急医療体制連絡調整委員会等

精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための精神科救急医療体制連絡調整委員会等を必ず設けること。

(以下略)

(2) 精神医療相談事業

ア 24時間精神医療相談窓口

都道府県等は、特に休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口の機能を設けるものとする。

精神医療相談窓口においては、精神障害者の疾病の重篤化を軽減する観点から、精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。

なお、当該窓口の整備に当たっては、既に整備されている相談窓

<p>(2) <u>精神科救急情報センター</u> (略)</p> <p>(3) <u>搬送体制</u> (略)</p> <p>(4) <u>精神科救急医療確保事業</u> (略)</p> <p>(5) <u>身体合併症救急医療確保事業</u> (略)</p> <p>4 報告 都道府県等により指定された精神科救急医療施設等は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式2及び3 <u>については、精神科救急医療体制連絡調整委員会等における協議に際し、必ず</u>提示すること。なお、各都道府県等は、翌年度4月末までに、都道府県等における精神科救急医療体制の年報を別紙様式4～8を用いて <u>別紙様式2とあわせて</u>厚生労働省に報告すること。(報告については、<u>精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアル</u>に基づき作成すること。)</p> <p>5 (略)</p> <p>別紙様式1～8 (略)</p>	<p><u>口等の連携により、地域において24時間の相談体制が確保されることを妨げるものではない。</u></p> <p><u>イ 相談体制</u> 相談窓口は、原則24時間365日体制をとることとし、休日、夜間は確実に対応できるものとする。 相談窓口には、<u>精神科の臨床経験を有する看護職員、精神保健福祉士、その他当該地域の精神保健福祉対策に精通した者を置くものとする。また、精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるような体制(精神科医のオンコール等による。)を整えるものとする。</u></p> <p><u>ウ 精神医療相談窓口の周知</u> 相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報するものとし、内科、小児科等の休日・夜間診療案内等と併せて行うなど、<u>精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう効果的な周知に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>精神科救急情報センター</u> (略)</p> <p>(4) <u>搬送体制</u> (略)</p> <p>(5) <u>精神科救急医療確保事業</u> (略)</p> <p>(6) <u>身体合併症救急医療確保事業</u> (略)</p> <p>4 報告 都道府県等により指定された精神科救急医療施設等は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式2及び3を用いて、精神科救急医療体制連絡調整委員会などに対して適宜提示すること。なお、各都道府県等は、翌年度4月末までに、都道府県等における精神科救急医療体制の年報を別紙様式4～7を用いて <u>状況を</u>厚生労働省に報告すること。(報告については、<u>「精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアル2019年度版」</u>に基づき作成すること。)</p> <p>5 (略)</p> <p>別紙様式1～7 (略)</p>
--	--